

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

別表教育職給料表(二)の項第一号中「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 県立の中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭

別表研究職給料表の項中「農業総合センター」を「農業研究開発センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。